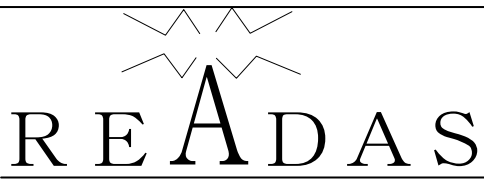


第 4838 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 10月 22日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 永年勤続者に対する記念品の授与

Q：当社では、創業記念日に勤続年数が長い人に対して表彰し、記念品を渡そうと思っています。この場合の課税関係はどうなりますか？

A：次のようになります。

【解説】

所得税では、会社が永年勤続した役員又は使用人の表彰に当たり、その記念として旅行、観劇等に招待し、又は記念品を支給することにより当該役員又は使用人が受ける利益で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものについては、課税しないこととなっています。ただし、現物に代えて金銭を支給する場合は、給与として課税されますので注意してください。

①その利益の額が、当該役員又は使用人の勤続期間等に照らし、社会通念上相当と認められること。

②その表彰が、おおむね10年以上の勤続年数の者を対象とし、かつ、2回以上表彰を受ける者については、おおむね5年以上の間隔をおいて行われるものであること。

また、永年勤続者に対して、毎年表彰して記念品を与えるという場合にも、記念品は現物給与として課税されることとなります。

なお、記念品に代えて旅行券を支給する場合は、記念品と同様に取り扱われます。

